

「韮崎市介護保険等高齢者事業者物価高騰対策支援金」申請要領

令和 8 年 2 月 2 日

1 目的

原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰によって影響を受けながらも、介護保険等のサービスを継続して提供している高齢者等関係事業者を支援するため、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、安定的な事業継続に向け、支援金を交付します。

2 支援金の対象事業者

対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 韮崎市内に事業所を有する事業者（国及び地方公共団体が運営する事業者を除きます。）
- (2) 事業者の指定を受け、市民にサービスを提供している事業者
- (3) 令和 7 年 4 月から 8 月までの間にサービスの提供実績がある事業者

【不交付要件】

- ・ 申請時において、韮崎市から令和 7 年度中に同種の補助金を受けている事業者
- ・ サービスの提供実績のない事業者
- ・ 事業継続の意思がないと明らかに認められる事業者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- ・ 市税等に滞納がある事業者
- ・ その他、支援金の趣旨や目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 支援金の交付額

別表 1 に定める支援種別のうち、いずれか一種類の支援を受けることができます。

※ 同一事業者が同一住所地にて複数サービスを提供している場合は、一種類の支援のみ受けることができます。

4 申請手続について

(1) 申請期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

(2) 申請書類

全事業者共通の①～③に加え、事業者ごとの必要な書類を提出してください。

- ① 申請書兼請求書（韮崎市ホームページからダウンロードしてください。）

- ② 支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し
(金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)
- ③ 令和7年4月から8月までの間のサービス提供の実績がわかる書類（任意様式）

(3) 申請方法

事業所ごとに上記4(2)の提出書類一式を郵送又は直接持参してください。

なお、郵送の際は、必ず封筒に朱色で「支援金交付申請書在中」を記載してください。

【宛先】〒407-0024 茅崎市本町三丁目6番3号

茅崎市長寿介護課 介護保険担当 宛

(4) その他

- ・ 必要に応じて追加書類の提出や申請内容確認のために連絡することがあります。
- ・ 交付の決定をした場合は、決定通知書を送付いたします。
- ・ 申請が不適当である場合は、不交付決定通知書を送付いたします。

5 支援金の支給について

- ・ 支援金の交付方法は、「口座振込」のみです。
- ・ 申請内容の不備等がなければ、決定通知書を送付します。
- ・ 申請書の受理後2週間程度で交付します。
- ・ 振込の通知は行いません。口座振込をもって額の確定の通知とさせていただきます。

6 注意事項

- ・ 同一法人等が市内に複数の住所地で事業を実施している場合、それぞれの住所地の事業所ごとに支援金の交付を受けられるものとします。
- ・ 本支援金の交付後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付を取り消します。この場合は、受け取った支援金は返還いただきます。不正受給をした事業者は、今後、本市が行う全ての支援金等の対象から除外いたします。

7 誓約・同意事項

次の事項に誓約及び同意がない場合は、本支援金の申請はできません。

- ・ 支援金の対象事業者で不交付要件には該当しないこと。
- ・ 支援金の交付要件を確認するため、茅崎市職員による関係書類の提出、指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。

- ・ 交付決定後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払いができず、令和 8 年 3 月 15 日までに蔚崎市が申請者に連絡及び確認できない場合には、蔚崎市は当該申請が取り下げられたとみなすこと。
- ・ 支援金の交付後、対象事業者の要件に該当しないことが判明した場合、又は不交付要件に該当すると判明した場合には、交付された支援金を返還すること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当せず、今後においても暴力団との関係を持つ意思はないこと。

8 問い合わせ先

蔚崎市長寿介護課介護保険担当

【電 話】 0551-23-4313

【E-mail】 kaigo@city.nirasaki.lg.jp

【時 間】 平日 8：30～17：15

本支援金に係る取扱いについては、蔚崎市補助金等交付規則（昭和 63 年 12 月蔚崎市規則第 20 号）に定めるほかは、本申請要領によります。

別表1（支援金の交付額）

支援種別	サービス種別	交付額
入所系①	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 	1施設あたり 50万円
入所系②	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護（介護予防含む） ・短期入所療養介護（介護予防含む） ・認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） ・特定施設入居者生活介護（介護予防含む） 	1施設あたり 40万円
通 所 系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション（介護予防含む） ・小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護（介護予防含む） ・姫崎市介護予防・生活支援サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護を重複して実施する事業所は除く） 	1施設あたり 20万円
居 宅 系	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴介護（介護予防含む） ・訪問リハビリテーション（介護予防含む） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 	1施設あたり 10万円